

広尾町の住宅 新築・リフォーム支援

新築・建売購入 50 万円！

リフォーム 最大 10 万円！

★町内業者の施工・販売が条件です！

★着手・契約前の事前届出が必要です！

町民が安心して住み続けられる住まいづくり

地域経済の活性化のため

★町内業者が施工・販売する

新築・建売購入・リフォームへ

奨励金（広尾町商工会商品券）を交付します！



【申請期間】 令和4年度工事完了分 令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）までに申請
※事前届出は随時、受付いたします。工事の着手・契約前にご提出ください。

【窓口】 水産商工観光課商工観光係 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
電話：01558-2-0177（直通）

【手続き】 ①工事の着手・契約前に、事前届出（見積書等を添付）を商工観光係までご提出ください。
②届出書の審査を行った後、審査結果を通知します。
③通知を受け取ってから工事の着手・契約を行ってください。
④工事完了後、交付申請（領収書等を添付）をご提出ください。

詳しくは、広尾町公式ホームページをご覧ください。

★ 手続きについて、ご不明な点がある場合は、上記の受付窓口までお問い合わせください。

住宅新築・リフォーム支援事業の概要

広尾町商工会に加入する業者が施工した住宅の新築・リフォームや、広尾町商工会に加入する業者が施工、販売する住宅を購入した場合に奨励金を交付します。

交付の対象及び奨励金額は下記のとおりです。

交付対象（新築・建売購入・リフォーム共通事項）

- ・奨励金交付申請までに本町の住民基本台帳に登録されている方
※交付申請までに移住する方も対象となります
- ・町税や町に納付すべき公共料金等を滞納していない方（移住者の場合は、前住所地を含む）
- ・過去10年以内に同奨励金又は広尾町住宅リフォーム支援事業奨励金の交付を受けていない方および住宅
- ・暴力団員でないこと及び暴力主義的破壊活動団体に所属していない方

交付対象：新築・建売購入の場合

- ・町内に自ら所有し居住する住宅を新築する方または建売住宅を購入する方
- ・令和3年4月1日以降に、広尾町商工会に加入する町内施工業者が新築により住宅の工事に着手し、建売住宅については同期間に工事に着手及び売買契約し、自らが所有者として不動産登記法に基づく所有権の登記をした住宅
- ・建売住宅は、広尾町商工会に加入する町内施工業者が建築し、かつ、広尾町商工会に加入する町内の宅地建物取引免許業者が販売する住宅で、一度も居住の用に供していない住宅
- ・居住の用に供するための建築に係る延べ床面積が50平方メートル以上で、かつ、建築に係る費用・購入費用（用地取得費等を除く）が500万円（税抜）以上であること
- ・併用住宅の場合は、居住に要する部分の床面積が2分の1以上

交付対象：リフォームの場合

- ・住宅の所有者または2親等以内の親族であって、現に居住している方もしくは住宅取得後リフォームし居住する方
- ・町内に所有し自ら居住している住宅
※集合住宅は個人専有部分、店舗等との併用住宅は個人住宅部分
- ・広尾町商工会に加入する町内業者が施工するリフォームで、かつ、リフォームに係る費用が50万円（税抜）以上の工事

奨励金の額

- ・広尾町商工会が発行する商品券で、工事費の10%に相当する額面（千円未満切り捨て）を交付します。
ただし、新築・建売購入の場合は50万円、リフォームの場合は10万円を限度額とします。額面は1,000円で、発行から6カ月間の有効期間となります。

交付対象経費について

奨励金の交付対象となる工事は、施工業者（広尾町商工会に加入する町内の事業者等）が行う新築、リフォームであって、かつ、その全てを他に委託しないものです。

また、交付対象となる経費は、新築、建売購入、リフォームに要する費用から下記に掲げる費用、消費税及び地方消費税を除いた金額で、新築・建売購入の場合は 500 万円以上、リフォームの場合は、50 万円以上のものです。

対象外経費

1. 設計費
2. 敷地整備費
3. 用地取得費
4. 産業廃棄物処理運搬処理費
5. 外構工事費（通路、舗装、植栽、庭園、堀、フェンス、車庫、物置等）
6. 家電製品、家具等の購入費
7. 合併処理浄化槽設置工事費

一部改正されました

令和4年度からは広尾町から他の補助を適用し給付を受ける場合に算定される金額が対象外となり、様式の変更がなされていますので、ご注意ください。

交付対象リフォーム等一覧表

	NO	対象	リフォームの内容	備 考
対 象	1	○	既存住宅の増築、改築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び 検査済証の写しが必要
	2	○	浴室、キッチン、洗面室、 トイレのリフォーム	
	3	○	給排水衛生設備工事	
	4	○	給湯設備工事	
	5	○	排気設備工事	
	6	○	電気設備工事	
	7	○	ガス設備工事	増築、改築、減築工事、その他リフォームによる 撤去・移設・修理・取替・新設。配管・配線工事
	8	○	オール電化住宅工事	
	9	○	屋根のふき替え、塗装、防水工事	工事の必要のないIHクッキングヒーターの設置 は×。
	10	○	外壁の張替えや塗装工事	
	11	○	部屋の間仕切りの新設や改修工事	
	12	○	床材、内装材、天井材の張替えや 塗装等の内装工事	
	13	○	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	14	○	ふすま紙、障子紙の張替えや畳の取替え (表替え、裏返しも含む)	
	15	○	雨どい等の取替えや修理	
	16	○	建具・開口部の取替えや新設工事	
	17	○	造り付け収納家具工事 (造作大工工事が伴うもの)	
	18	○	住宅用太陽光発電システム工事	
対 象 外	19	×	車庫、物置・倉庫等の工事	
	20	×	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅でないもの×
	21	×	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の 外構工事	
	22	×	植樹、剪定等の植栽工事	
	23	×	下水道、合併浄化槽工事	
	24	×	雨水浸透枳の設置工事	
	25	×	雨水タンク設備の設置工事	
	26	×	ガスコンロ、食器洗浄機、 オーブンレンジ等の取替えや設置	キッチンユニットの取り替えに伴うもの○
	27	×	ウォシュレットの取り替えや設置	便器の取り替えに伴うもの○
その他	28	△	耐震改修工事 (屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等)	木造住宅耐震改修工事等補助を利用している部分 は×。利用していない部分は○。

※住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置は対象外です。

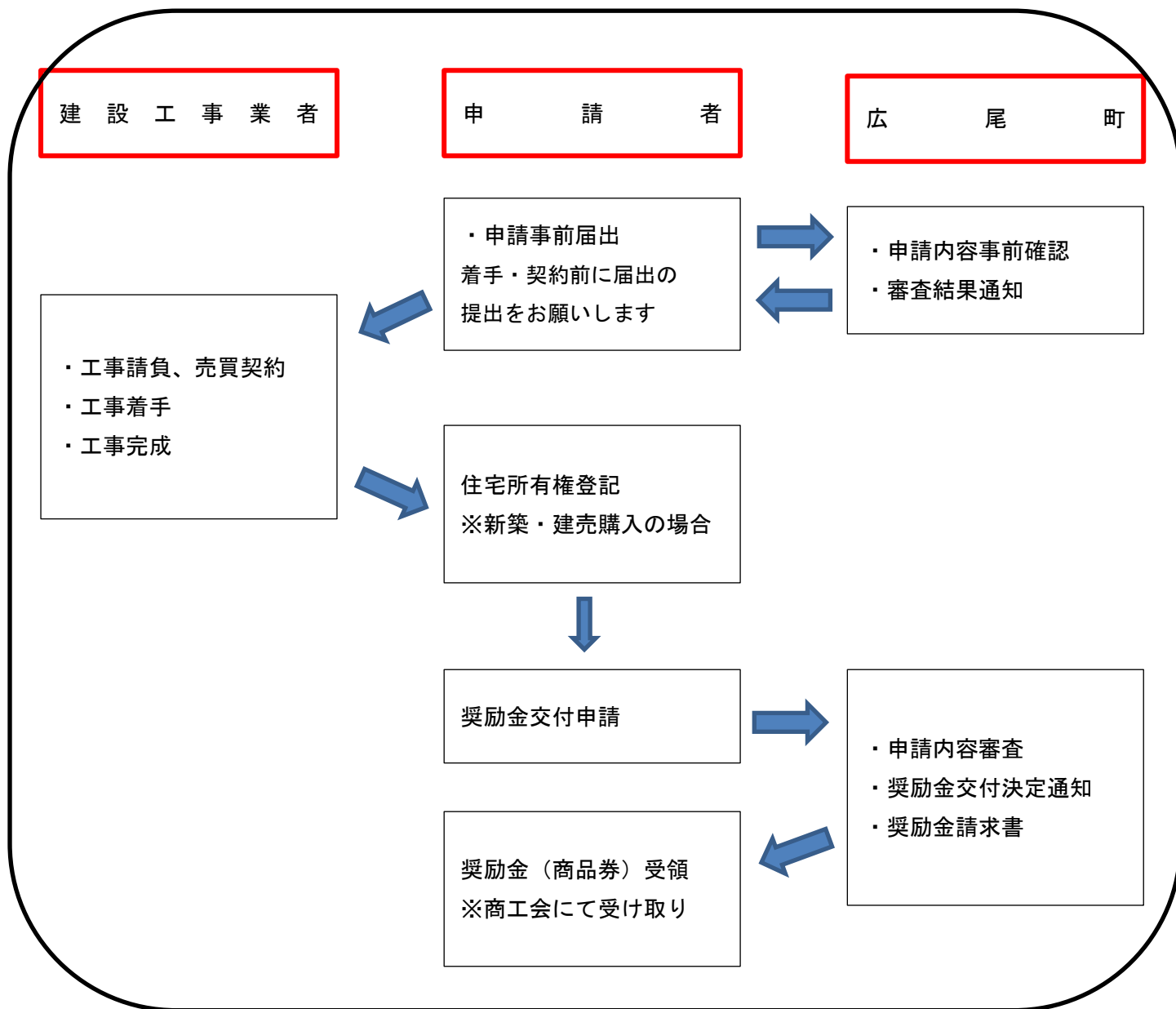
※国が行う省エネ改修工事との併用は可能です。

手続きの流れ ※令和３年度から 申請方法が変わりました！

★ 着手・契約前の事前届出が必要です

交付申請は工事完了、受け渡し後です

様式は町公式ＨＰまたは水産商工観光課窓口にてご入手ください



申請書類 ※申請書等は広尾町役場公式ホームページ掲載しています

住宅新築・建売購入の場合

事前（相談）届出の書類 ※必ず事前に届出が必要です

新築：契約・着手前

建売購入：契約前

- ・ 広尾町住宅新築・リフォーム支援事業奨励金交付事前届出書（様式 1－1 号）
- ・ 申請者の町税等の滞納がないことを証する書類又は税情報確認承諾書
- ・ 住宅工事（売買）見積書の写し（交付対象経費に係る費用がわかるようにすること）
- ・ 新築、建売住宅の内容のわかる図面（施工業者の名称、所在地の記載のあるものに限る）
- ・ 写真（新築の場合は、建築予定地。建売購入の場合は、住宅全体）
- ・ そのほか町長が必要と認める書類

申請時の書類 ※引渡し、登記後の申請となります

- ・ 広尾町住宅新築・リフォーム支援事業奨励金交付申請書（様式 5－1 号）
- ・ 施工中及び施工後の状況を撮影した写真（新築のみ）
- ・ 工事請負契約書及び引渡しの日を証する書類の写し（新築のみ）
- ・ 売買契約書の写し（建売購入のみ）
- ・ 建築基準法第7条5項の規定による検査済証の写し
- ・ 登記事項証明書の写し
- ・ 代表申請者選任届（様式 6 号）（共有名義の場合）
- ・ そのほか町長が必要と認める書類

申請書類 ※申請書等は広尾町役場公式ホームページ掲載しています

住宅リフォームの場合

事前（相談）届出の書類 ※必ず工事着手前に届出が必要です

- ・ 広尾町住宅新築・リフォーム支援事業奨励金交付事前届出書（様式１－２号）
- ・ 住宅の所有者等が明らかとなる書類
- ・ 申請者の町税等の滞納がないことを証する書類又は税情報確認承諾書
- ・ 住宅工事見積書の写し（交付対象経費に係る費用がわかるようにすること）
- ・ 住宅全体及び施工前の状況写真
- ・ 住宅取得後にリフォームを行い、居住する者は当該住宅を取得したことを証明する書類
- ・ そのほか町長が必要と認める書類

申請時の書類 ※工事完了後の申請となります

- ・ 広尾町住宅新築・リフォーム支援事業奨励金交付申請書（様式５－２号）
- ・ 施工中及び施工後の状況を撮影した写真
- ・ 施工業者に支払ったリフォームに係る代金の請求書及び領収書の写し
- ・ 代表申請者選任届（様式６号）（共有名義の場合）
- ・ そのほか町長が必要と認める書類